

新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>本則</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、<u>次に掲げる者のうちから、彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が委嘱する。ただし、委員の定数は、20人以内とする。</p> <p>(1) <u>学校教育および社会教育の関係者</u></p> <p>(2) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p>(3) <u>学識経験のある者</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が必要と認める者</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>本則</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、<u>法第30条の規定に基づき彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が委嘱する。ただし、委員の定数は、20人以内とする。</p> <p>3・4 (略)</p>